## 国民年金保険料の社会保険料控除について

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象者となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子様)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も併せて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ず証明書または領収証書を添付してください。

※9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、 11月中旬頃送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一の時にも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

間 本庁 医療保険課医療・年金G □52-1111 内線163 水戸北年金事務所国民年金課 □029-231-2283

## 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業について

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入に必要な費用の一部を助成します。

- ○対 象 者 市内在住で以下のすべての要件を満たす児童
  - ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の児童で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
  - ・補聴器を装用することで言語の習得等において一定の効果が期待できると専門の医師が判断した方
  - ・市町村民税所得割が46万円以上の課税者がいない世帯に属する方
  - ・他の制度の助成を受けられない方
- ○助 成 額 基準額もしくは補聴器購入費用のいずれか少ない額の3分の2(1000円未満は切り捨て)
- ○そ の 他 助成を希望される方は、必ず購入前にご相談ください。申請書類等をご案内します。 購入後の申請はできませんのでご注意ください。
- 問 本庁 社会福祉課社会福祉G ○52-1111 内線134

## 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業について

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に必要な日常生活用具を給付します。

- ○対 象 者 市内在住で以下のすべての要件を満たす児童
  - ・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童で、給付の対象となる用具ごとの給付要件に該 当する方
  - ・児童福祉法、障害者総合支援法などの給付対象とならない方
  - ・在宅での療養が可能と医師が判断した方
  - ※一定所得以上の世帯の方は対象外になります。
- ○給付の対象となる用具の種類と自己負担額

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装置(蓄便袋)、ストーマ装置(蓄尿袋)、人工鼻の18品目※所得に応じて自己負担があるほか、基準額を超える額についても自己負担となります。

○ その他

給付を希望される方は、必ず購入前にご相談ください。申請書類等をご案内します。 購入後の申請はできませんのでご注意ください。

問 本庁 社会福祉課社会福祉G □52-1111 内線134